1：2,500地形図 A6

広島市平面図 No.A6

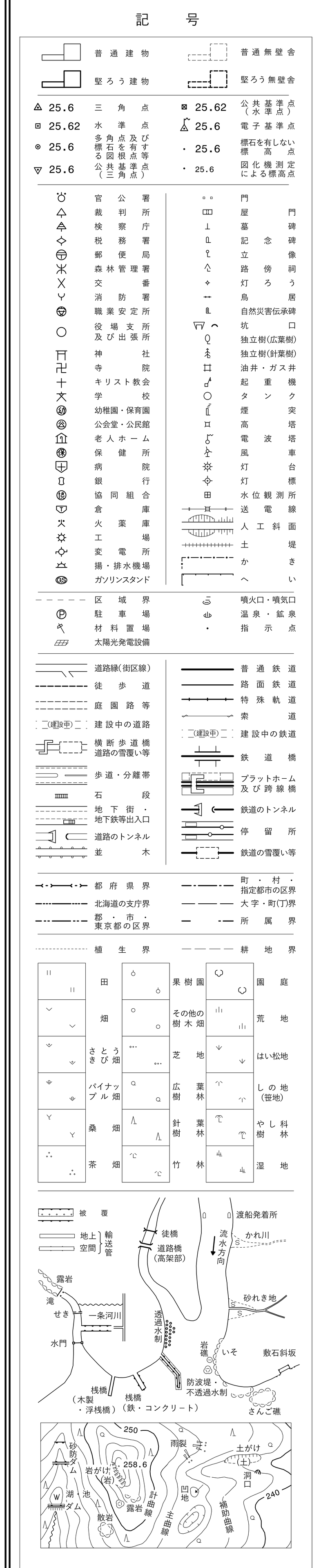

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

A6

1：2，500

0 100 200 300 400 500m

（1）撮　影　昭和６２年　９月
測　図　昭和６３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

（2）撮　影　平成　２年１１月
修　正　平成　３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

（3）撮　影　平成　７年１１月
修　正　平成　８年１２月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
作業機関　国際航業株式会社

（4）撮　影　平成１３年１１月
修　正　平成１５年１１月　ステレオプロッターＡ８
作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

（5）撮　影　平成２１年　２月
修　正　平成２２年　３月　図化名人
作業機関　株式会社日航コンサルタント

（6）撮　影　平成２８年１１月
修　正　令和　２年　３月　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

座　標　系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

1：2，500地形図 A7

広島市平面図　No.A7

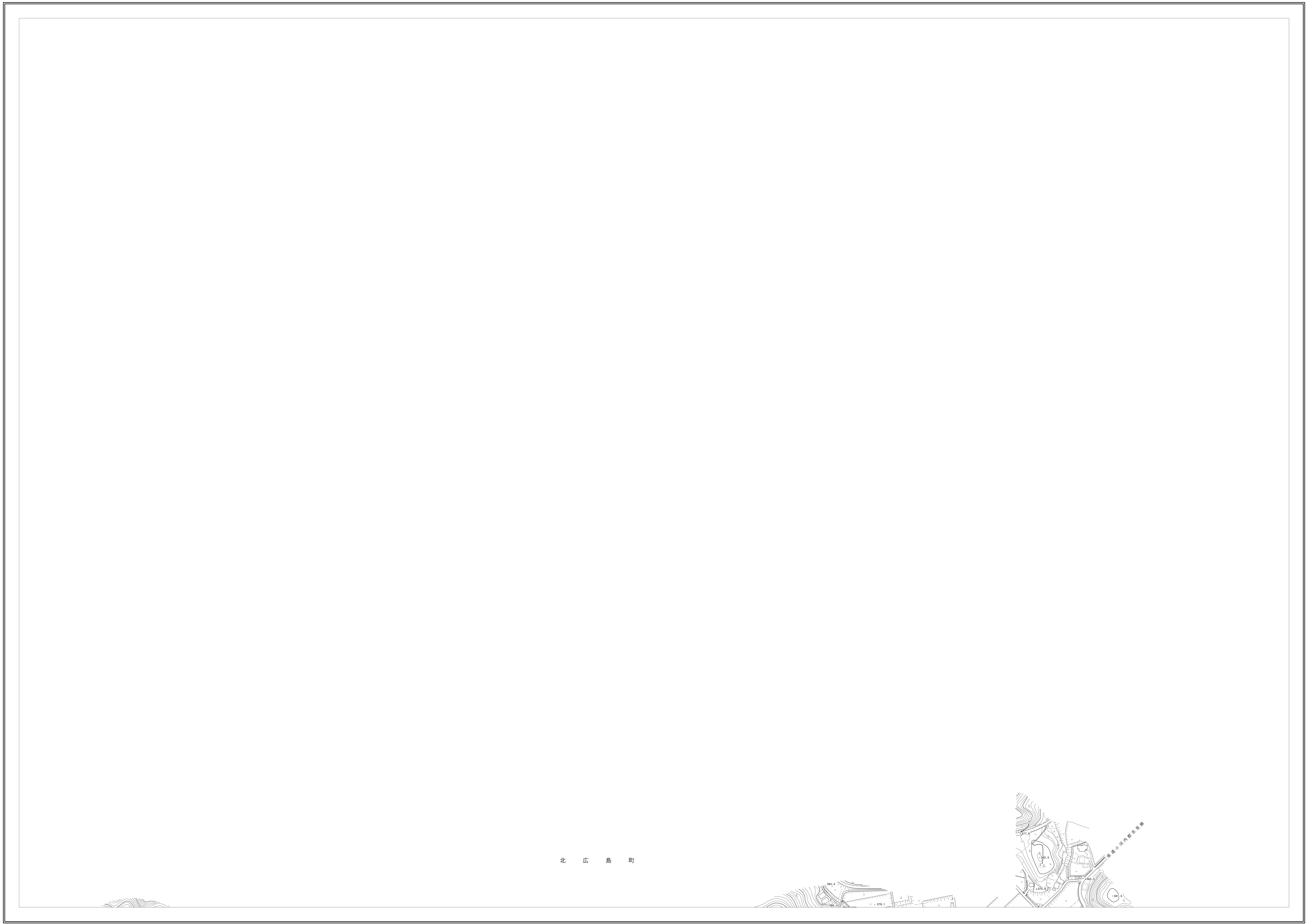

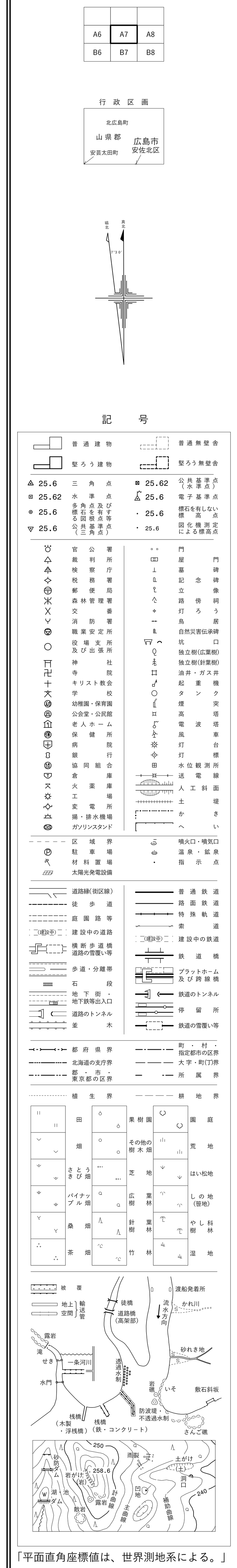

広

島

市

(1) 撮　影　昭和６２年　９月
測　図　昭和６３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2) 撮　影　平成　２年１１月
修　正　平成　３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3) 撮　影　平成　７年１１月
修　正　平成　８年１２月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
作業機関　国際航業株式会社

(4) 撮　影　平成１３年１１月
修　正　平成１５年１１月　ステレオプロッターＡ8
作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5) 撮　影　平成２１年　２月
修　正　平成２２年　３月　図化名人
作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6) 撮　影　平成２８年１１月
修　正　令和　２年　３月　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

座　標　系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

A7

1：2,５００地形図 A8

広島市平面図　No.A8

行政区画

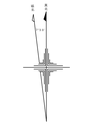

記号

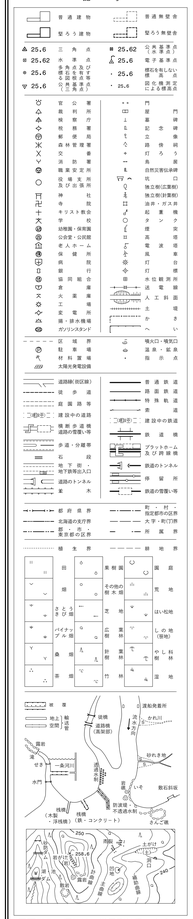

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

（1）撮　影　昭和６２年　９月
　　測　図　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

（2）撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

（3）撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　国際航業株式会社

（4）撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

（5）撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２２年　３月　　回化名入
　　作業機関　株式会社日航コンサルタント

（6）撮　影　平成２８年１１月
　　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

A8

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広島市

広島市平面図　No.A9

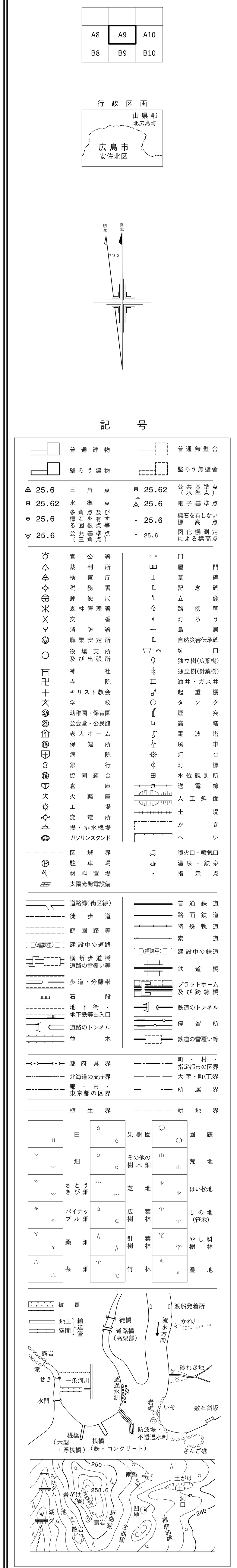

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広
島
市

(1) 撮　影　昭和６２年　９月
測　図　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2) 撮　影　平成　２年１１月
修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3) 撮　影　平成　７年１１月
修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
作業機関　国際航業株式会社

(4) 撮　影　平成１３年１１月
修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ8
作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5) 撮　影　平成２１年　２月
修　正　平成２２年　３月　　図化名人
作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6) 撮　影　平成２８年１１月
修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令1　中公　第２２号　」

A9

座　標　系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広　島　市

1：2，500地形図 A10

広島市平面図　No.A10

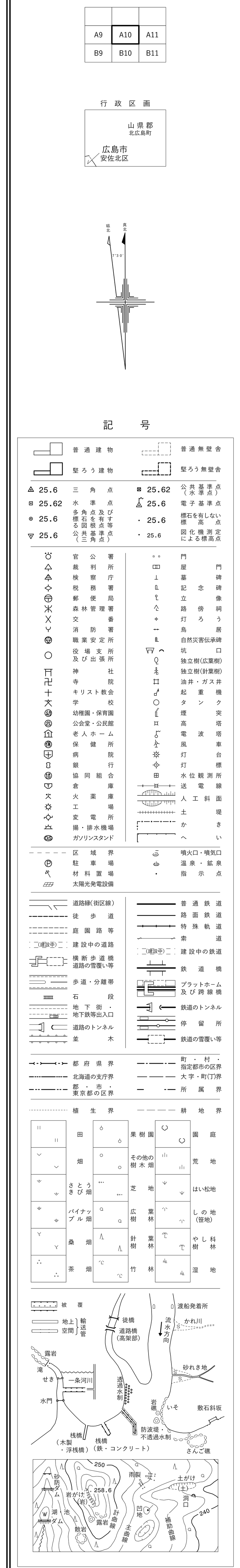

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1) 撮　影　昭和６２年　９月
測　図　昭和６３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2) 撮　影　平成　２年１１月
修　正　平成　３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3) 撮　影　平成　７年１１月
修　正　平成　８年１２月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
作業機関　国際航業株式会社

(4) 撮　影　平成１３年１１月
修　正　平成１５年１１月　ステレオプロッターＡ８
作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5) 撮　影　平成２１年　２月
修　正　平成２２年　３月　図化名人
作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6) 撮　影　平成２８年１０月・１１月
修　正　令和　２年　３月　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500
0　100　200　300　400　500m

座標系　第III系
等高線間隔　2m

著作権所有者　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令1　中公　第２２号　」

A10

1：2,500地形図 A11

広島市平面図　No.A11

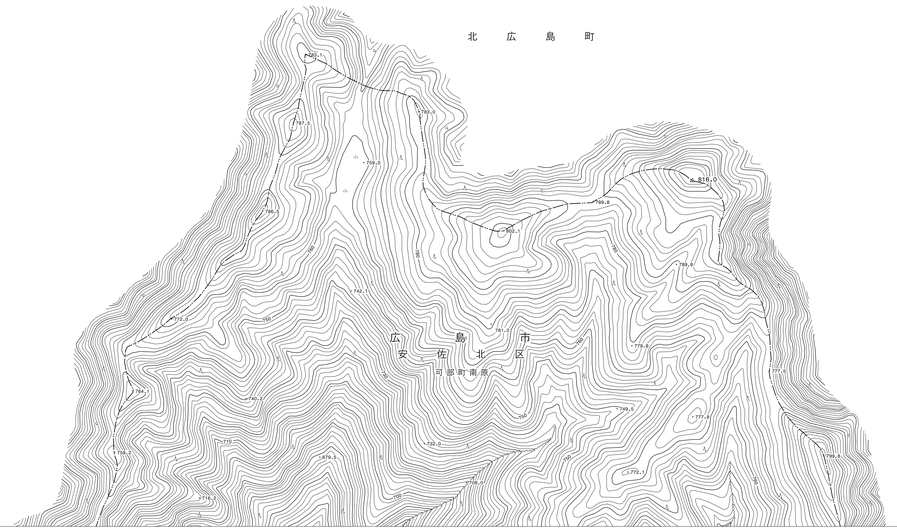

行政区画

記　号

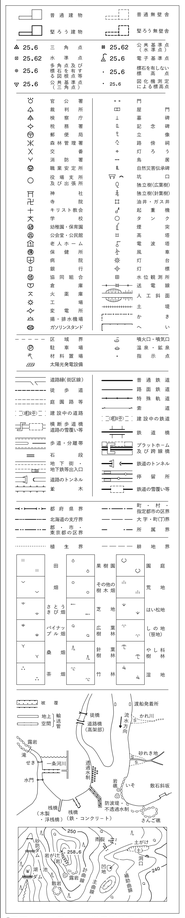

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1) 撮　影　昭和62年　9月
　測　図　昭和63年　3月　　オートグラフA7、ステレオブロッターA8
　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2) 撮　影　平成　2年11月
　修　正　平成　3年　3月　　オートグラフA7、ステレオブロッターA8
　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3) 撮　影　平成　7年11月
　修　正　平成　8年12月　　オートグラフA7、ステレオブロッターA8
　作業機関　国際航業株式会社

(4) 撮　影　平成13年11月
　修　正　平成15年11月　　ステレオブロッターA8
　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5) 撮　影　平成21年　2月
　修　正　平成22年　3月　　図化名人
　作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6) 撮　影　平成28年10月
　修　正　令和　2年　3月　　SUMMIT
　作業機関　株式会社　パスコ

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　2m

著作権所有者　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第48号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　2　中公　第172号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　8　中公　第160号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平14　中公　第365号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平21　中公　第131号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令1　中公　第22号　」

A11

広島市平面図　No.A16

行政区画

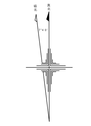

記号

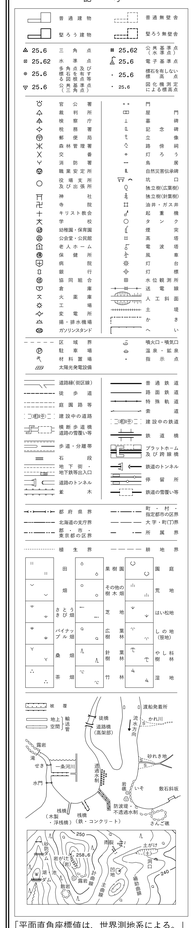

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮　影　昭和６２年　９月
　測　図　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2)撮　影　平成　２年１１月
　修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3)撮　影　平成　７年１１月
　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　国際航業株式会社

(4)撮　影　平成１３年１１月
　修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ８
　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5)撮　影　平成２１年　２月
　修　正　平成２２年　３月　　図化名人
　作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6)撮　影　平成２８年１０月
　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　作業機関　株式会社　パスコ

0　100　200　300　400　500m
1：2，500

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　　島　　市

A16

広島市平面図　No.A17

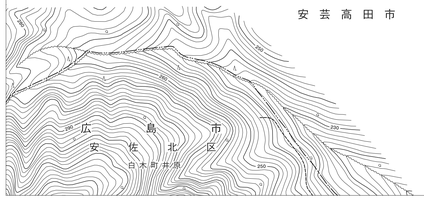

行政区画

記号

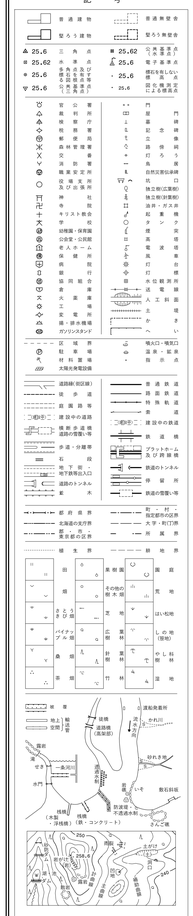

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1) 撮影　昭和62年　9月
測図　昭和63年　3月　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2) 撮影　平成　2年11月
修正　平成　3年　3月　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3) 撮影　平成　7年11月
修正　平成　8年12月　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
作業機関　国際航業株式会社

(4) 撮影　平成13年11月
修正　平成15年11月　ステレオプロッターA8
作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5) 撮影　平成21年　2月
修正　平成22年　3月　図化名人
作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6) 撮影　平成28年10月
修正　令和　2年　3月　SUMMIT
作業機関　株式会社　パスコ

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　2m

著作権所有者　広島市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第48号」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言を うけて得たものである。
（助言番号）　平　2　中公　第172号」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　8　中公　第160号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平14　中公　第365号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言を うけて得たものである。
（助言番号）　平21　中公　第131号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令1　中公　第22号」

A17